

# 農政時流

宮城県農業会議 会長 森谷尚生 書

第6号/平成17年1月1日発行

宮城県農業会議

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

TEL/022-275-9164

E-MAIL/04miyagi@nca.or.jp

## < 主な内容 >



- 2 全国農委会長代表者集会開催
- 3 主張「異業種交流から学ぶ」
- 4 H17 本県農業施策に関する提案

- 5 大和町農業委員会  
～全地区で集落座談会～
- 6 農業経営の法人化(最終回)
- 7 農業者年金相談



## 「鳥舞」を舞う「神楽の里」の小学生

～栗駒町立栗駒小学校～



神楽の最初に行われる「鳥舞」。

天照大御神という太陽の女神が天の岩屋戸から出て来たとき、「お日様が出た」と大喜びしている鶏の様子を、頭に鶏の絵のかぶり物をして元気に踊るもので、別名「鶏舞」と言われています。

人々は祈りや喜び、感謝の念を表す時、いつも「お神楽」を舞ってきました。

栗駒町には、神楽保存伝承研究会があって、小学生の踊り手が、きびきびとした動きで「鳥舞」を舞い、伝統芸能を後世に継承しています。

今年は酉年・鶏年です。農業の夜が明けて輝かしい年でありますように!!

# 新年を迎えて



宮城県農業会議 会長 森谷尚生



新年あけましておめでとうございます。皆様には健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて昨年は、相次ぐ台風の襲来や新潟県中越地震によって甚大な被害が発生し、その災害復興支援に皆様方と組織を挙げて義援募金活動に取り組んだところであります。その中で幸い本県稲作は台風から免れ、好天にも恵まれ全国一の豊作で、米政策改革元年の売れる米づくりのスタートになったことはご同慶の至りです。しかし、景気動向は緩やかな回復基調と言われているものの、地域経済は依然として長期低迷が続いています。

農業を取り巻く環境も、WTO・FTA等の対外交渉で厳しい局面が予想される中、新しい食料・農業・農村基本計画策定を巡って担い手への

施策の集中化・重点化等、立ち遅れている農業構造改革等への対応が課題となっています。市町村合併による組織の広域化への対応と農業委員会法改正に沿った業務・組織の重点化・スリム化への具体的な取り組み等系統組織にとっても大きな変革が迫られています。

昨年、本会設立50周年の大きな節目を迎えましたが、これまで実践してきた取り組みを振り返り、新たな構造改革の一翼をそれぞれの現場でしっかり担っていく、すなわち地域の農地と担い手に責任を持つ農業委員会の役割を改めて確認し合ったところであります。

本年の皆様のご活躍、ご多幸をご祈念申し上げ、また農政時流を皆様方の“かけ橋”としてご活用を願い、年頭のご挨拶といたします。

## 平成16年度全国農業委員会会長代表者集会開催される

### ～農委法改正を踏まえた組織・活動の改革について意志結集～

昨年12月2日、東京都／九段会館において約1,300名（本県からは登米・石巻・気仙沼を中心に33名）が参加し、全国農業委員会会長代表者集会が開催された。



第1部では、今回初めて対話集会が行われ、「かけがえのない農地を守り、活かす取り組みをどうすすめるか」のテーマで、①農地流動化の取り組み（秋田県合川町農業委員会）、②不在地主の把握と農地流動化の推進（沖縄県城辺町）の事例が報告された。その後、会場内の参加者より農用地利用集積、農地パトロールの成果、遊休農地解消への取り組みについての発言がなされた。

第2部は、①新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定、②平成17年度農林・農委関係予算の確保、③WTO農業交渉・FTA/EPA交渉などの要請決議等を満場一致で採択した。特に三位一体改革に関連して、農業委員会の必置規制の堅持と農業委員会交付金の確保に加え、農業委員会交付金の一部税源移譲後も農業委員会への財政措置が従来どおりなされるよう配慮するとともに、担い手の確保・育成と農業構造改革の推進に必要

な来年度予算を確保することを強く政府・国会に求める内容となっている。

当日午前中は代表者集会に先駆けて、県選出国會議員（衆・参16名）に対し、平成16年度会長代表者集会決議事項について、個別に役員と地方農業委員会連合会長が要請活動を実施した。

代表者集会終了後に行われた代表要請活動は、役員等6名が参加した。本県は外務省班で、小野寺五典外務大臣政務官（衆：宮城6区）に要請した。小野寺政務官からは、今朝の自民党の農林水産部会でも出され、内容については承知しており、党としても頑張っていく。その後、①党内でも担い手への集中については、農業・農村機能の維持の面から両方の議論がある ②三位一体改革の関係については、都道府県によって事情が異なっており、地方分権の状況を見ながら農業関係費については移行すべきである

③農産物貿易については、国内農産物の輸出も含めて幅広い議論をしていくことが必要である ④基本計画の見直しの中でも



農地の集積が課題になっているが、どのような形式が良いのか、農業委員会に主体的に考えてもらい、積極的に提案をして欲しい、との感想が述べられた。（栗野 一男）

《おめでとうございます》

秋の叙勲、宮城県知事表彰、  
農林水産大臣表彰の受賞者

本県農業会議関係者で、このたび叙勲・表彰されたのは、次の方々です。

秋の叙勲（旭日単光章）  
宮城県知事表彰（産業功労賞）



石川 秋 男 氏

志波姫町農業委員会会長  
農業会議常任会議員

宮城県知事表彰（産業功労賞）



青柳 秀夫氏  
前柴田町農業委員会会長



相澤 美子氏  
名取市農業委員会会長  
農業会議常任会議員



及川 隆夫氏  
前大衡村農業委員会会長



千葉 テル子氏  
豊里町農業委員会会長



阿部 理明氏  
石巻市農業委員会会長  
農業会議常任会議員



横山 隆氏  
元鳴瀬町農業委員会会長

農林水産大臣表彰



安藤 美男氏  
牡鹿町農業委員会会長



柴村 壽廣氏  
涌谷町農業委員会事務局長

～主張～

「異業種交流から学ぶ」

栗駒町  
（旬くりこま高原ファーム  
代表取締役



いわ ぶち ひろし  
岩 潤 弘

（宮城県農業法人会議会長）

農家5人の仲間達（2代目グループ）と共に水稻全面協業経営を続けて、もう30年目を迎えました。この間、働き甲斐のある職場を目指して、福利厚生面にも目を向け、お互いのやる気を醸成し、励まし合いながら、悲願の法人化を平成7年に果たしました。これからも頑張ろうと思ってやってきましたが、「何か違う、自分にはもっとやらなければならないことがある、何かあるはずだ」と、悶々と考える日々が続きました。

そんな折、異業種交流で知り合った団体の方が、会社を訪ねてこられました。「経営指針をつくる会」に入って、経営者としていろんなことを学びませんか、というお誘いだったのです。「いま自分が探しているのはこれなんだ!」と、迷うことなく「経営の道場」に入門したのです。

自社の経営概況を講師団の前で発表し、様々な角度からアドバイスを受け、自分の殻を脱ぎ捨てることから始まりました。新しい自分自身を発見していく、そんな繰り返しを5ヶ月の間、自問自答しながら、迷い、苦しみ、本質を見出していく。まさにこれまでの人生で、未体験の連続でした。

「何のために経営しているのか、将来会社をどのようにしていきたいのか」をまず自分に問いかけて、経営について考え抜くという、非日常的な問いかけの中で、やっとの思いで自社の経営理念に巡り会えたのです。始めは、「儲けるために仕事をしている」と答えた自分が、卒業時には、「お客様・社会のお役に立って、その代償として利益を与えられるのだ」ということを真摯に学びました。社長にはなれますが、経営者になるのは、ことのほか難しいことを思い知りました。

「良い経営者になりたい、良い会社・経営環境を作りたい」そんな思いを膨らませながら、仲間と毎日の仕事に精を出しています。

以下は、私たちの経営理念です。

「ぼくらは地球の応援団」

- 1. 大地を耕し、豊かな自然の恵みと感動を提供します
- 1. 共に学んで、夢を語り合える場を創造します
- 1. 人と地球に優しい環境を育み、社会に貢献します

# 平成17年度本県農業施策に関する提案

## ～ 経営政策を中心として ～

「現場主義による農政活動」の一環として、農政対策委員会（構成／常任会議員）を設置しての検討や認定農業者の代表、賛助団体などから意見を聞き、本会が特に係わる事項を「提案」として取りまとめ、昨年11月17日に県知事に提出しました。



高橋伸康県産業経済部農林水産局長からは、「県と農業会議は車の両輪であり、お互いに頑張っていきたい。主要課題である経営政策の推進については、共に新たな視点で検討を加えていく必要がある」とのコメントがありました。

### 1 担い手に施策を集中化・重点化し、認定農業者の確保・育成対策を強化すること

認定農業者をはじめとする担い手の早急な確保が求められている。

米政策改革における「地域水田農業ビジョン」の担い手や「経営安定対策」の対象者として、認定農業者等への施策の集中化・重点化が進められようとしていることは、制度に対する新たなメリット措置と担い手から期待されている。

県においては、引き続き各種施策を担い手に集中化・重点化し、支援を強化すること。

また、市町村の広域合併によって、これまでの認定農業者への支援策が、合併後においても同様に継続されるよう指導願いたい。

この場合、県及び市町村段階の組織化や組織活動強化に対する支援を強化すること。

### 2 集落営農の推進にJA組織を位置づけ、農用地利用改善団体の再編整備を図ること

集落営農は、これまでの取り組み経過を踏まえ、生産組織等を中心とする「みやぎ型集落営農」を真剣に議論すべき時期に来ている。

この「みやぎ型集落営農」にJA組織の役割をしっかりと位置づけ、その上で関係機関・団体が連携し、集落営農に取り組む多様な動機づけを推進する体制整備を図る必要がある。

この場合、農用地利用改善団体の本来的に持つ土地利用調整機能を再評価し、その機能強化のための支援と再編整備を推進する方向で、活動の実態を精査すること。

### 3 新規就農・就業希望者への相談体制を整備し、支援対策を強化すること

新規就農・参入希望者は、十分に基盤が確保されていない状況での就農が多く、初期投資が極力抑えられるよう、農地や遊休資産などの情報提供を図ることが重要となっている。

このため、地域農業の維持・継承という観点から新規就農・参入者の位置づけをより明確にして、農地等の情報を収集提供する体制づくりを整備していく必要がある。

新規就農・就業相談は、ハローワークとの連携の下に対応しているが、農業法人での雇用を含め多様な相談が増加する傾向にあり、中には地域農業の担い手につながっている事例もあることから、積極的に対応していく必要がある。

この場合、「無料職業紹介所」の開設について、速やかに検討すること。

### 4 関係機関の連携強化のもとに、農業法人育成・支援対策の充実を図ること

農業法人については、法人化後も課題が残されており、関係機関による一層の適切な事前指導と設立後のフォローアップが求められている。

法人化に向けた事前及び設立後の適切な情報提供や相談活動を強化するため、農業会議が窓口になっている「農業法人育成指導センター」に専門アドバイザーを育成・確保し、関係機関との連携を効率的に進めること。

### 5 農地保有合理化機能を活用するなど、農地利用集積の促進を図ること

市町村段階の合理化学業や普及事業との連携で地域内推進チャンネルを拡大するとともに、農地保有合理化法人が有する中間保有機能の充実とリスク回避措置等、それを裏づける財政的な強化・支援を図ること。

### 6 遊休農地の実態を把握し、モデル地区設定などによる具体的解消策を進めること

近年、遊休農地が開田地帯を抱える中山間地域等を中心に増えているが、平坦地域においても遊休化の懸念がある。

農業委員会系統組織では、「農地パトロール月間」を設定して、取り組みを行っているが、相続によって増えている不在村農地所有者の土地利用動向も注目されてきており、多様な対策を強く進める必要がある。

県として遊休農地の実態を把握するとともに、モデル地区を設定するなど、その具体的解消策を進めること。

### 7 農業委員会・農業会議の組織・活動改革を支援すること

(栗野 一男)

# 「農家と行政との距離縮まる」 ～全地区で集落座談会～

## 大和町農業委員会



大和町農業委員会では、平成13年度に10a以上を耕作している全農家1,699世帯に農業経営意向調査を実施したところ、転作、担い手、営農等の問題が浮き彫りになりました。そして、何よりも農家と行政・農業団体との距離がかけ離れていることを痛感したそうです。

「全地区に入って、膝を交えて話そう。生の声を聞こう」と農業委員会は、これまで年5回開催していた集落座談会を見直しました。実行組合長の協力を得て、平成14～15年度にかけ、2週間に1回のペースで、町農政課・JA・土地改良区にも出席を要請し、夜間に全48地区で開催しました。

出席者は延べ600人にもなり、担い手の掘り

起こしや農地集積などの前向きな発言も多く、延べ400件近くの要望・意見や相談が積極的に出されました。

農業委員会は、これらを取りまとめ、町長をはじめ町議会等へ要望し、出し手・受け手双方に補助金を交付する認定農業者農地集積支援事業の創設や転作作物用コンバイン導入のための国庫補助事業の導入を実現させました。また、農家からは、特定農業団体を設立したいという申し出が4地区もあり、利用集積に向けて積極的に取り組む動きが出ています。今後は、座談会の開催を強く望む地区で継続していく予定です。

佐藤公夫農業委員長は、「全地区での座談会で新たな担い手の発掘や農地集積も図れたが、何よりも農家と行政との距離が縮まったことが大きな成果。これからも積極的な地区には精一杯支援していきたい。そして、認定農業者が単なるオペレーターにならず、集落リーダーに育って欲しい」と、話してくれました。(森下 純一)



## 「素朴な思いからラーメンづくりへ」

河北町：佐々木 茂 さん（51歳）

〔 水稻 5.2ha, 作業受託 15ha,  
転作大麦 10ha, 小麦 10ha, 大豆 36ha 〕

新・旧北上川に挟まれた平坦な水田地帯で、転作小麦によるラーメン・パンづくりに取り組んでいる佐々木さん夫婦。後谷地集落は兼業農家の地域で、農外に勤めながらの就農でした。平成4年から当集落を含む大区画ほ場整備事業が実施され、集団転作を契機に気の合った仲間4人で「舟形アグリ生産組合」を平成10年3月に設立し、専業に転じました。現在、「専業農家といえるのはうちだけかなあ」と語ってくれた茂さん。

集団転作は、麦・大豆の2年3作体系のブロックローテーションをとったものの、転作作物の需要が伸びず悩みの種でした。

「自分達で作ったものを自分達で食べてみたい」という素朴な思いから、初めに、転作大豆で作った豆腐が美味しかったので、シラネコムギでも何かできないかということになりました。製粉してくれるところが見つからず、自前で中古の製粉機を購入し、製粉した粉で「はっと汁」や「蒸しパン」を地元のお母さんたちに作ってもらったら評判が良く、今度は「これでラーメンができな

いか」など、次々に発想が湧いてきました。

たまたま、研修会で出会った石巻市の製麺会社の方に相談したところ、受け入れてくれ、試行錯誤の末、ようやく独特の味わいと粘りのある麺に仕上がりに、平成14年、町の夏祭り等で販売したところ、予想外の人気でした。

「ラーメンのタレ」は、牡鹿町の島豚から摂っていて昔風の懐かしい中華そばの味と評判が良く、また、「蒸し焼きそば」は石巻が発祥の地ということもあって昔から人気があり、他県からまで注文が来ているとのこと。

昨年4月からは「麦の里シリーズ」として、生協を始めスーパーやデパートで本格的に販売しています。また、地元菓子店とも提携したり、3月地元オープン予定の「道の駅」での販売を計画するなど、法人化も視野に、茂さんの夢は大きく膨らんでいます。(小松 和明)



## ワンポイント・レッスン ～農業経営の法人化をこうして進める(最終回)～



### ＝ 県内法人の取り組み事例から ＝

最終回の今回は、本会が農業法人設立に係わってきました県内の数法人を紹介しながら重要な点に絞り説明をします。

これまで、法人化にあたっての基本的なことを説明してきましたが、なぜ法人化するのか、その意義・目的について明確な考えを持たなければなりません。県内で法人化したケースは様々ですが、いくつかの事例を紹介すると、X町の有限会社A社は、構成員の父達が昭和38年に8戸で任意組織を結成し、世代交代時の昭和50年代には2戸が脱退したもの、水稻の完全協業組織で消費者への直接販売を基本に経営を展開してきました。現構成員達は、給料制の導入や他産業並みの労務環境の整備、対外的な信用力の向上による取引の拡大を目指すとともに、税務署から“みなし法人”として指導されたことから、平成7年、法人化に踏み切りました。

このように数戸で法人化するときは、構成員となるメンバーには共通の認識が求められます。従って、A社も何度となく法人化に向けた勉強会を重ねました。また、法人化後も社長だけが研修に出向くことなく、各構成員も同等に参加するなど、社員教育に努めています。さらに、馴れ合い的になってしまうことを恐れ、責任ある業務分担制をとり、役職に応じた報酬を導入しました。

Y町の有限会社B社は、個別経営で肥育牛(120頭)＋水稻の複合経営でしたが、後継者の就農を機に増頭(200頭規模)を計画、併せて家計と経営を分離し、後継者にも責任を持たせるため、1戸1法人を平成11年に設立しました。

法人になると、経理は複式簿記による青色申告が基本となり、決算期に法人税の確定申告等の手続きをすることになります。従って、法人化志向者には複式簿記記帳が必須となり、損益計算書だけでなく貸借対照表も必要となります。B社は、個別経営の時は単式の白色申告で、肉用牛免税制度を活用していましたが、複式簿記記帳が求められたことから、後継者が経理学校で日商簿記3級を取得し、パソコンによる経理を担当しています。また、肉用牛免税制度は、法人の場合、農業生産法人でないと適用されないことから、当社の事業内容は肉用牛と水稻部門とし、個人で経営していた部門を法人へ移行しました。併せて、個人所有の機械・施設等は法人へ賃貸し、肥育牛は法人へ売却したことから、本来、当社は新設法人のため消費税免税事業者でしたが、肥育牛取得による課

税仕入額が多額なため、課税事業者を選択し、消費税の還付を受けました。(ただし、消費税の課税事業者を選択すると、2年間は継続しなければなりませんので、留意が必要です。)

法人の最低資本金は、有限会社の場合、300万円、株式会社の場合1,000万円となっていて、設立当初のままの資本金になっているケースがほとんどです。

経営は生き物であり、常に収益性と永続性が求められます。従って、経営規模の拡大とともに、機械・施設等の整備、資金借入れや対外的な信用力を得る上で、計画的な増資が必要となってきます。県内で同じ作目の法人同士で作るCグループは、決算時期や経理処理の統一を図り、四半期に1回決算書を出し合っただけの経営・技術・財務分析を通じ、経営検討会などを行いながら、健全経営に向けて計画的な増資を図っています。

ここで紹介したのはごく一部の事例ですが、いづれにしても法人は、法人自体だけでは経営の発展は望めません。地域との共存・共栄、地域住民から信頼され協力体制が確立されていることが大切です。また、法人設立に対して、社員全員が経営の一員であるとの自覚を高め、自立への認識をしっかりと持つことも重要でしょう。地域や関係指導機関との協力体制を重視し、決断と実行の対処方法を十分心得ておくことが、法人運営の重要なポイントとなります。

(伊藤 次郎)

## と きの こ と ば



### 「三位一体改革」とは

国からの補助金の削減、地方交付税の縮減、国から地方への税源移譲の3つの改革を同時に行うというものです。

地方自治体の逼迫している財政を健全化させるとともに、地方分権を推進し、自治体の行政サービスの向上につなげる狙いがあります。昨年11月26日に政府・与党が、この三位一体改革に関する全体像について取りまとめ、2兆8千億円の補助金削減と2兆4千億円の税源移譲、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する決定がなされました。

この中で、農業委員会交付金(108億円)については、一部税源移譲(23億円)ということで決着しました。

かけはし 

白石市農業委員

はん ざわ しん すけ  
半 沢 伸 介 さん

☆経営内容

水稲 48a, ソバ 48a

☆就任回数：現在1期目(選挙)

私の住む白石市の小原地区は、七ヶ宿ダム下流の山間地帯で、市では高齢化が一番進行しているところです。「地区活性化のため、何かやらなければ」との思いから、地区農家の応援もあって、農業委員になりました。

小原地区の農業を知ってもらおうと、「食育」をテーマに、仙台市の親子等に自宅を体験教室として開放し、遊休農地の活用も図りながら、1年を通し様々な企画をして喜んでいただいています。

自然を満喫しながら、米やリンゴを自分の手で収穫し、味噌をつくり、ソバ打ちをしては「おいしい」と食べてくれる子供たちの満面の笑顔は、私にとってこの上ない喜びです。

本来の子供らしさを取り戻す場となるよう、これからも様々な体験をさせてあげたいと思っています。そのためにも、市行政や地区住民の協力を得ながら、農林業を中心とした地区の活性化を図っていきたくと考えています。

## 年金相談Q&amp;A

## ～農業所得の申告名義について～

問：私は、平成15年10月に息子に経営移譲した年金受給者です。

先日、農業委員会から「平成17年3月の農業所得の確定申告は息子さんでしてください。そうしないと受け取った年金は返還になります」と言われました。

全農地を農業委員会の許可を経て的確に息子へ譲って、農業所得の申告を私が行った場合に、受け取った年金が返還になるのはなぜですか？

答：後継者に経営を移譲して年金を受給する要件は、全農地を的確に譲り(貸付を含む)、しかも農業経営から退く(退職)ことになっています。

単に、全農地を農業委員会の許可を得て息子さんに譲っただけでは、農業経営を退職したとはみなされません。併せて、農業経営主しか持てない諸名義を変更していただくことで、経営

移譲(農業経営の退職)となります。

諸名義の中でも重要なのが、「農業所得の申告名義」です。

仮に、今回、あなたの名義で申告すれば、あなたは「農業経営者」(農業経営をやめていない)として位置づけられ、当初から経営移譲年金は受給できない者として、受け取った年金は全額返還いただくこととなります。

農業所得の申告名義は、原則、確定申告時期にしか変更できません。

今回、間違えずに“農業経営者である”息子さん申告されるよう、ご留意願います。

## 農業者年金加入推進強化月間

## 1人でも多くの農業者に加入いただきましょう

11月から2月までの4ヶ月間は、加入推進要領(宮城県農業会議・JA宮城宮城県農業協同組合中央会・宮城県農業者年金協議会)で設定した加入推進強化月間です。

農業委員・農業者年金加入者協議会代議員の皆さんが中心となって戸別訪問等を実施し、農業者の老後生活安定のために、農業者年金制度の推進に努め、年金への加入を積極的に勧めましょう。

## &lt; お知らせ &gt;

「農業者年金の未納保険料は  
2年経過すると、納められなくなります」

平成14年1月から「確定拠出型」という積み立て方式になった農業者年金も、4年目になります。

口座引き落としがされずに未納となった保険料は、2年を経過すると時効が完成し、収めることができなくなります。その結果、将来の年金には反映されなくなりますので、ご留意ください。

特に、政策支援6の加入者の未納保険料は、本年3月末までに完納するようにしてください。

昨年12月末をもって、政策支援が終了した政策支援6加入者は特定保険料(※注)の未納がある場合は、3月末までに保険料を納めないと、未納月分についての政策支援(国庫補助)が受けられません。ついては、将来の特例付加年金(政策支援で国庫補助を受けた保険料分の年金)に反映されなくなりますので、ご留意ください。

## ※注) 特定保険料

政策支援を受けている被保険者の保険料で、国庫での保険料助成(35歳以上:月6千円または4千円, 35歳未満:月1万円または6千円)があり、実質、被保険者の支払う保険料は月額2万円未満となっている。

(森下 純一)

## お知らせ

## ○ 宮城県農業会議設立 50周年記念祝賀会

12月15日に仙台市内で会議員及び来賓など85人が参加し盛大に開催されました。



## ○ 平成16年「農業委員会だより」コンクール

「農業委員会だより」の部に14誌、市町村広報活用型の部に3誌の応募があり、12月15日に審査会を開催し、各部門で「はさま農業委員会だより」が優秀賞、「大和町農業委員会だより」と「とうわ農業委員会だより」が優良賞、また、「広報きたかみ」が優秀賞、「広報やまもと」が優良賞に決定しました。3月の通常総会で表彰し、各優秀賞は全国コンクールに出品します。

## ○ 調査の実施について

12月31日付けで「農作業料金・農業労賃に関する調査」、「小作料に関する調査」を実施し

ます。市町村農業委員会に調査票を送付しておりますので、ご協力をお願いします。

## ○ 補助金改革で事業の統合・交付金化

12月24日閣議決定した平成17年度政府予算で農水省予算は、前年比2.8%減の2兆9,600億円、産地づくり対策に1,684億円等のほか、農業委員会交付金は今年度と同じ6.9%減となって100億円が措置されました。

また、補助金改革で農業委員会等活動強化対策事業等は「強い農業づくり」交付金に大括りされました。このため農業委員会は来年度に必要な補助金を、各々市町村毎に要求する必要があります。

===「農政時流」読者の声募集===  
紙面づくりの参考のため感想をお寄せください。

F A X 022-276-3899

E-mail 04miyagi@nca.or.jp

## オフ・タイム



いし かわ あき お 石川 秋 男 会長代表者会委員 (志波姫町農業委員長)



「今晚どうだや」の誘いに、週に5日は友人とご歓談の石川会長さん。体育の日の10月10日が誕生日ですがスポーツには縁がなく、朝の味噌汁と9時間以上寝ることが健康の秘訣。

4年前の金婚式で初めてご夫婦二人っきりで旅行されたとか。スモーカー暦も50年以上ですが、取材の一時間余りに6本は吸いすぎですよ。

こまつ かず あき 小松 和 明 農政部副部長



自転車をこよなく愛する小松副部長は、高校野球、サッカーとあらゆるスポーツのテレビ観戦に、身を乗り出して「よしっ!」の掛け声にガッツポーズ。

「熱くなるもの」が大好きですが暑がり、朝から腕まくり。喜んで帰りを待つのは奥様ではなく、毎朝晩に散歩が日課の愛犬ムック(雑種:柴犬)だけとのこと。ダイエット効果はありましたか。(井澤 香子)

## 編集後記

昨年、ある農業法人の会合で、四国の有限会社社長から、「鶏が空を飛んだ」との話を聞きました。記録づくめで襲来した台風でのシーンです。

今年は酉年。いくら大変革の時代といえども、鶏が飛んでは困るのです。でも、人間も地球そのものもまさしく生きているのです。そんなことを実感させられた昨年でした。

政治の世界では、引き続き“三位一体”の改革など、私達にとって切実な、そして厳しい問題が論議されています。

この世は、とかく目立ちたがる風潮が強いようですが、一方、“無用の用”という小生が座右の銘にしている言葉があります。(無用とされているものが、かえって大用をなすこと～莊子～広辞苑より)農業委員さんのように、地道に活動を続けている方々のことを、決して忘れて欲しくないと思えます。

今年のテーマは、“おだやか”です。避けて通れない課題は多いことですが、天候も社会経済情勢も、そして紛争も何とか良い方向を向いてもらって、確かな“おだやか”な年であって欲しいと、年頭に当たり祈願いたしました。

編集委員 (農業会議事務局長)  
伊藤 孝雄

